◇**平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令**（政令第一三〇号）（財務省）

1　平成二八年四月分以後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の算定の基礎となる俸給年額改定率について、平成二七年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として改定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一三一号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

◇**平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令**（政令第一三二号）（総務省）

1　平成二八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令等の一部を改正する等の政令**（政令第一三三号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　法人税割の税率引下げに伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずることとした。（第九条の七及び第四八条の一三関係）

㈡　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は法人の道府県民税若しくは市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの延滞金の計算期間の方法について、細目を定めることとした。（第九条の九の六、第九条の一〇、第四八条の九の九、第四八条の一五の五及び第四八条の一六の二関係）

㈢　特定寄附金の支出について、法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の適用は、その支払がなされるまでの間、なかったものとする措置を講ずることとした。（附則第五条の三関係）

2　事業税

㈠　特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額の計算等に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数によるものとする措置を講ずることとした。（第二〇条の二の一九、第二〇条の二の二〇、第二〇条の二の二三、第二〇条の二の二五、第二一条の八及び第二三条並びに附則第六条の二関係）

㈡　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの延滞金の計算期間の方法について、細目を定めることとした。（第三三条の二及び第三三条の三関係）

㈢　個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額の計算に用いる事務所又は事業所の従業者の数について、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は外国の事務所又は事業所を有する個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数によるものとする措置を講ずることとした。（第三五条の三の一〇関係）

㈣　都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率を一〇〇分の五・四とすることとした。（第三五条の四の四及び第五七条の二の四関係）

㈤　都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を八月、一二月及び三月とするとともに、交付時期毎に交付すべき額を規定することとした。（第三五条の四の五及び第五七条の二の五関係）

㈥　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該電気の供給に係る収入金額から控除する金額を、当該電気の供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

㈦　ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該ガスの供給に係る収入金額から控除する金額を、当該ガスの供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

㈧　一般送配電事業者が対象特定実用発電用原子炉設置者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する金額を、当該一般送配電事業者が当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

㈨　特定寄附金の支出について、法人の事業税の特定寄附金税額控除の適用は、その支払がなされるまでの間、なかったものとする措置を講ずることとした。（附則第六条の二の二関係）